

第3章 障がい者基本計画

第1節 基本理念と計画の方向

第3次淡路市障がい者基本計画における基本理念と計画の方向は、前期計画を踏襲して、以下の通りとします。

基本理念

助け合い 支え合い

暮らしを共感することができるまちの実現を目指して

住み慣れた地域で、個人として尊重されながら、あたりまえの生活を送り、社会参加の機会が保障される地域社会は、障がいの有無に関わらず誰もが享有すべき権利です。当事者の尊厳を保障する観点から、自己決定を支える権利擁護や、寄り添い型の相談支援体制の構築を目指すことが求められています。

本市においては、全ての市民を対象とした『地域共生社会』の実現を目指す上で、障がいの有無に関係なく、「支え手」「受け手」が多様に変化する循環を目指し、そのことによる『障がい者観の転回』を生み出す取り組みを推進します。また、障害者差別解消法が求める社会的障壁の除去に向けた、必要かつ合理的な配慮の必要性について、気づきあえる市民社会を創造します。

計画の方向

1. 自立と社会参加への支援

住み慣れた地域で、誰もが持てる能力を発揮し、その人らしい自立生活を送ることができるよう総合的な支援を実施するとともに誰もが互いに尊重し合いともに活動することができる環境づくりに取り組んでいきます。

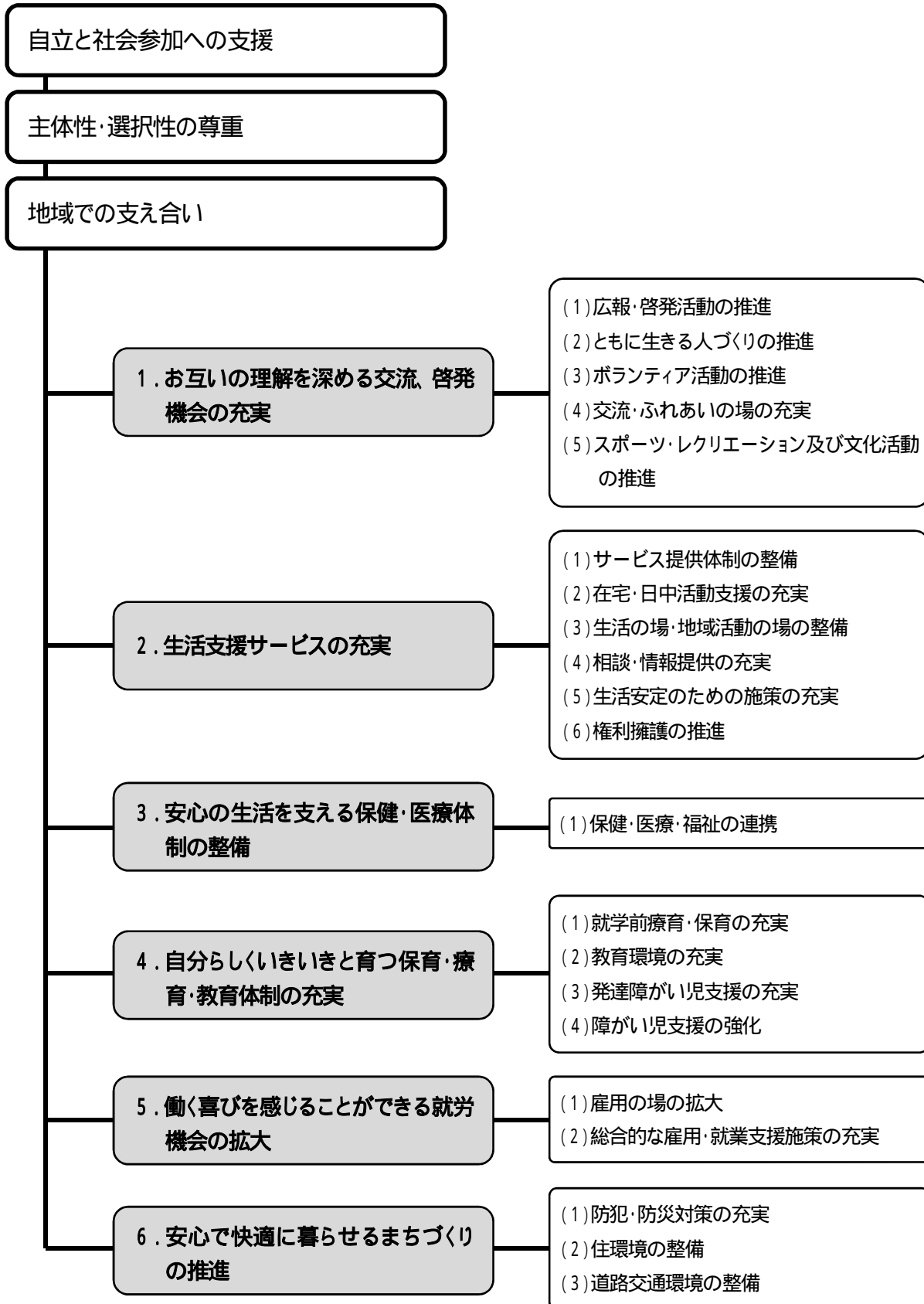
2. 主体性・選択性の尊重

障がい者が社会の構成員としての役割を担うとともに、1人の生活者として自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていくことを人権尊重、権利擁護の観点から支援します。

3. 地域での支え合い

地域資源の活用とともに住民の主体的な支え合いを育み、地域力の向上を推進します。

第2節 施策の体系



第3節 重点目標

包括的相談支援体制の構築

地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について、国の基本指針では以下の通り示されています。

本市では、地域生活支援拠点については圏域での整備を目指します。

地域共生社会の実現に向けて、障がい分野と高齢分野が一体的に機動性をもってケースに対応できるとともに、関連する分野（児童・教育など）とも円滑に連携できるよう、包括的な相談支援体制を整備するため、基幹相談支援センターの直営による設置を目指します。

地域生活支援拠点

平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

基幹相談支援センター

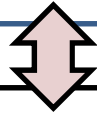
地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門的人材（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置し、地域の実情に応じた支援を実施。

- ・ 総合的・専門的な相談支援（地域生活支援拠点との連携）
- ・ 地域の相談支援体制の強化（ネットワーク作り、専門的助言、困難事例対応）
- ・ 地域移行・地域定着
- ・ 権利擁護・虐待防止

地域生活支援拠点と基幹相談支援センターの設置イメージ(案)

地域生活支援拠点(平成 32 年度末までに設置すること(国指針))

総括・コーディネーター配置 専門的人材の確保・養成 研修会の実施(事例検討等) 困難事例対応(医ケア・高齢障害者等) 地域移行・地域定着	地域の体制(ネットワーク)づくり 自立支援協議会 地域包括ケアシステム(精神障がい含む) 緊急ショートステイの空床確保 一般相談	など
--	--	----



淡路市内事業所

相談支援事業所

障害者相談支援・障害児相談支援

訪問系サービス事業所

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・短期入所・同行援護・移動支援

基幹相談支援センター(市設置)

総合的(3障がい対応)専門的な相談支援
 地域の相談支援体制強化
 ・ネットワークづくり
 ・困難事例対応
 地域移行、地域定着の推進
 権利擁護・虐待防止
 緊急ショートステイの調整
 一般相談
 障がい児支援の強化
 医療的ケア児支援

など

日中活動系サービス事業所等

生活介護・就労移行支援・就労継続支援・
 地域活動支援センター・日中一時支援・児
 童発達支援・放課後等デイサービス

居住系サービス事業所

施設入所支援・共同生活援助

自宅・一人暮らし

第4節 施策の展開

1. お互いの理解を深める交流、啓発機会の充実

現状と課題

本市では、障がいへの理解を促進するため、障がいのある人との交流会や各種活動への参加、また、市の広報紙、ホームページ等による広報活動、人権学習、学校の文化的行事への参加等を通じて、様々な交流・啓発活動を実施しています。

ヒアリング調査結果では、以前に比べると社会全体で障がい者に対する意識が向上しているという意見がある一方で、アンケート調査の回答者では、日常生活において差別や偏見を感じるという人が約4割にのぼっています。地域や職場で障がいに対する理解が不十分という声が聞かれたり、なかには家族の無理解により支援を受けられず、つらい状況におかれている人もいます。

障がい特性の理解に関する啓発を進めるとともに、多様な交流機会を通じて、ともに地域に暮らす人として、知り合う機会が必要です。

取組内容

(1) 広報・啓発活動の推進

障がい種別によって異なる障がい特性を理解することで、障がい者に対して不要な混乱や不安を生じさせない接し方を学ぶ機会を提供します。

「障害者週間」や「人権週間」等に、多様な障がい者の姿を紹介することで、障がい者に対する偏見を払拭する機会とします。

バリアフリー、ユニバーサルデザインの情報提供と普及・啓発に努めます。

障がいのある人の生きづらさを知り、生活課題に寄り添うための学習機会を提供します。

(2) とともに生きる人づくりの推進

各種人権啓発イベント等を通じて、障がいの有無や世代を超えて様々な人々と交流することで、ノーマライゼーション理念の浸透を図ります。

小・中学校における総合的な学習の時間等を活用し、福祉教育を推進します。

子どもの頃から、日常の生活の中であたり前に障がいのある人と接することで、障がいをひとつの個性ととらえて、互いに尊重し合える意識を醸成します。

(3) ボランティア活動の推進

互いに支え合い、自分にできることをするといった相互支援活動から、手話や点訳等の専門的な活動まで多様なボランティア活動に関する情報提供や助成金の情報等、個人や団体の活動を視野に入れ幅広い活動支援を行います。

(4) 交流・ふれあいの場の充実

「わいわいサークル」や「つながりサロン」等の社会福祉協議会や各種団体が主催する行事への参加を促進、支援します。

身近な地域で、誰もが集える居場所づくりを住民主体で取り組める支援を行います。

(5) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進

県内の障がい者・児がスポーツ競技を通じて、お互いの交流と親睦を深め、社会参加意欲の高揚と体力の維持増進を図り、障がい者（児）に対する理解と認識を深め交流を広げることを目的とする「兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会」への参加を促進します。

障がいのある人もない人も一緒に楽しめるイベントや障がい者団体の行うレクリエーション活動を支援します。

公共のスポーツ、文化施設等については、誰もが利用できるよう、参加しやすい施設づくりを推進します。

2. 生活支援サービスの充実

現状と課題

本市では、計画相談に基づき、一人ひとりの障がい者に必要とされる障がい福祉サービスを提供しています。

アンケート調査結果を見ると、各種サービスを知らないという人が2～3割程度います。相談支援は概ね浸透していますが、平成30年度から新たに導入されるサービスもあることから、相談支援専門員が制度改正やサービス内容を熟知して、適切にサービスの利用に結びつけることが必要です。また、知的障がい者では、将来的に成年後見制度の利用が必要になると思う割合が約6割にのぼっており、権利擁護に対する取組も必要とされています。

サービス提供の現場では、障がいの多様化、重度化等による個別支援が増加している傾向ですが、職員が遠方の研修への参加は難しいため、市内での研修機会を希望する声が聞かれています。制度改正の理解やサービスの質の向上のために参加しやすい研修機会の提供が求められています。

取組内容

(1) サービス提供体制の整備

障がい程度区分の認定にあたっては、医師を含めた複数の委員からなる審査会を開催し、適正に障がい程度区分の認定を行います。

サービスの利用者が必要に応じて適切なサービスが受けられるように、相談支援の質の向上と人材の確保に努めます。

(2) 在宅・日中活動支援の充実

第4期障がい福祉計画期間におけるサービスの利用実績並びに利用ニーズと事業所の動向を踏まえて、第5期障がい福祉計画のサービス見込量を設定します。利用ニーズの高いサービスについては、サービス事業所の基盤整備に努めます。

事業所の職員やボランティアを対象に、障がい特性の理解や介助技術に関する研修を実施します。

(3) 生活の場・地域活動の場の整備

地域活動支援センターにおける創作活動や生産活動の充実を支援するほか、身近な地域での住民主体の居場所づくりを促進します。

地域生活を送る障がい者がいつでも相談できるよう、土日や夜間等も含めた相談支援体制を検討します。

ピアサポーターの活用等、障がい者が相互に支え合える環境整備に努めます。
住宅の賃貸契約等における障がい者差別撤廃の啓発を推進します。

(4) 相談・情報提供の充実

分野横断的に相談に対応できる、「基幹相談支援センター」を設置して、包括的な相談支援体制を構築します。

相談支援事業所との連携を強化し、制度改正情報の周知徹底、相談支援専門員同士の情報交換の機会提供、研修の実施等により相談支援業務の質の向上に努めます。

困難事例の対応について、相談支援専門員や事業所からの相談に応じ、必要に応じて関係者を集めた事例検討会議を開催します。

障害福祉サービスを網羅し、一覧できるパンフレット等を発行するとともに、市ホームページで情報を発信します。

情報の入手が困難な人のために、手話奉仕員や要約筆記者等の養成や登録者の研修に努めるとともに、点字や音声・手話通訳・要約筆記等による情報提供の充実を図ります。

市ホームページの作成においては、総務省のガイドラインに準拠した規格でサイトを構築し、情報アクセシビリティの向上に努めます。

障がい者向けの通知文書の作成にあたっては、障がい特性に配慮して文字情報に読み仮名を加えたり、送付封筒に点字テープを貼付するなど、理解しやすいように工夫します。

(5) 生活安定のための施策の充実

受給資格を有する障がい者が、障害年金や諸手当を受け取る手続きで困難を抱える場合、必要な支援を行います。

各種の税制上の優遇措置や利用者負担の償還制度、利用料の割引・減免等、各種経済的支援制度の周知に努めます。

(6) 権利擁護の推進

成年後見制度の活用や社会福祉協議会による日常生活自立支援事業を活用した福祉サービス利用援助などの権利擁護が適切に行われるよう、関係者と連携して支援に取り組みます。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に関する広報・啓発活動を行うとともに、虐待の未然防止、一時保護に必要な対応、養護者に対する相談等の支援について、社会福祉協議会と連携しながら、引き続き施策の推進に取り組みます。

障がい者の権利擁護の視点に立って、厚生労働省の示した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及と活用に努めます。

障がい者を理由とする、あらゆる差別の解消と、不当な差別的取り扱いの禁止、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の徹底を推進します。

3. 安心の生活を支える保健・医療体制の整備

現状と課題

新生児医療技術の向上により、超未熟児や先天的な疾病を持つ子どもの生存率が高くなっています。また、障がい者の加齢に伴い、有病率の上昇、障がいの重度化の傾向がみられています。一方で病院と診療所・訪問看護事業所等との連携による退院支援の取組が進むなど、在宅で医療的ケアを受けながら生活することが可能な環境が整いつつあります。こうしたことを背景に、日常的に医療的ケアを必要とする在宅の障がい者・児が増加しています。

医療的ケアを必要とする障がい者・児の支援には、病院、在宅診療医、訪問看護、訪問リハビリテーション、障害福祉サービス事業所、保健所など、保健・医療・福祉それぞれの専門職がチームを組んで支援する体制が必要です。

発達障がい、高次脳機能障がいは、近年になってその障がい特性が知られるようになってきましたが、障がいに気づきにくい、専門家が少ないことなどにより支援体制は不十分です。

取組内容

(1) 保健・医療・福祉の連携

生活習慣病に起因する成人期の障がい発生を予防するために、基本健康診査や各種検診の受診率向上と診査結果に基づく指導の充実を図ります。

保育、学齢期の児童に対しては、保健・医療・福祉に加えて保育や就学環境の整備を行います。

看護する家族のレスパイトケアのための訪問看護、ショートステイの基盤整備に努めます。健康管理に不安のある障がい者に対して、保健師等の相談支援や生活習慣改善の助言等を行い、疾病の早期発見・早期治療に結びつけます。

発達障害者支援センターなどの専門機関や専門医等との連携に向け、島内外の医療機関の連携体制の充実に努めます。

医療的ケアに対応できるショートステイが島内にはないことから、社会資源の確保に努めます。

4. 自分らしくいきいきと育つ保育・療育・教育体制の充実

現状と課題

本市では、乳幼児健診と育児相談などを通じて、子どもの心身の発達・発育が気になる保護者を対象に、専門的な相談を行うとともに、「あそびの教室」を開催し、「遊び」を通じた発達の促し、保護者同士の交流機会、個別相談に対応しています。また、「発達支援ネットワーク会議」を設置し、保健・福祉・教育等が情報の共有を図ることで、ライフステージに応じた支援方策を検討し、障がいの発見から一貫した支援を行ってきました。

保育・教育現場では、特別な支援が必要とされる児童生徒が在籍する場合、保育士の加配、支援員の配置を行っており、必要に応じて看護師を配置しています。

障がい児が、その子どもなりの健やかな成長と発達を実現するには、乳幼児期からの一貫したきめ細かな支援・教育をそれぞれの状態や教育的ニーズに応じて行うことが重要です。また、児童福祉法の改正により、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築が求められており、平成30年度からは、障がい児支援のサービスが拡大することから、基盤整備と適切な提供体制が必要となっています。

取組内容

(1) 就学前療育・保育の充実

言語聴覚士、保育士などの専門家による療育を推進します。

障がいの有無にかかわらず、就学前の児童をともに保育する環境を充実させ、相互の理解を深め、年齢に応じた心身の発達を促します。

子どもの育てにくさを感じる保護者に対して、相談や助言で寄り添う支援を行います。

(2) 教育環境の充実

インクルーシブ教育システムの構築を目指して、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等の多様な教育ニーズに対応できる学びの場を確保していきます。

どの学級にも特別な支援を要する児童生徒がいるという認識のもと、すべての教員が特別支援教育に当たることができる指導体制を構築し、その専門性の向上を図ります。

各学校及び教育委員会は、特別支援学校のセンター的機能の活用をはじめ、医療・福祉・労働等の関係機関との連携の推進を図ります。

小・中学校においては、特別支援教育に関わる校内委員会を設置し、対象者一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、生活や学習上の困難を改善、克服するための教育支援を進めます。

自立支援協議会との連携強化を通じて、きめ細かな支援及びライフステージに応じた切れ目のないサポートを視野に入れた体制の充実に努めます。

就学前、小・中学校、特別支援学校、障がい児関連施設等において、きめ細かい教育相談に応じられるよう、体制の充実を図ります。

義務教育終了後の進路を見据え、各中学校において、関係機関との連携のもと、障がいのある生徒がその持てる能力を最大限に発揮できるよう支援します。

教員の専門知識や技術を高め、指導力及び資質の向上を図るため、また、教育相談・指導の質の向上のために、研修等の充実を図ります。

(3) 発達障がい児支援の充実

乳幼児健診と育児相談を通じて、子どもの心身の発達・発育が気になる保護者に対する、心理士、保健師、小児科医、言語聴覚士等による専門相談を充実します。

身近な地域において、発達状況に応じた支援が適切に受けられるよう、乳幼児健診や療育指導等の実施とともに、「発達支援ネットワーク会議」を活用し、保健・福祉・教育等の連携を図り、関係部局等それぞれが支援に必要な情報を共有化することにより、一貫した支援に努めます。

(4) 障がい児支援の強化

障がい児の成長にともなうライフステージの変化、成人後の生活を見据えて、長期的な視野に立って、成長段階に応じた目標設定による自立生活に向けた支援を行います。

障がいのある就学後の子どもの放課後や夏休み等の休日における活動場所の確保に努め、またそれにより、養護者の負担の軽減を図ります。

保育所へ訪問し児童の日常を直接観察することで、障がいの早期発見を図り、より適切な環境や支援の提供を図るため、「保育所等訪問支援事業」を推進します。

5. 働く喜びを感じることができる就労機会の拡大

現状と課題

全国的には、民間企業に雇用される障がい者数は、年々増加しています。国では、障がい者の雇用促進のために、障がい者雇用率制度を定めていますが、平成30年度から法定雇用率が引き上げられ、その算定基礎に精神障がい者が加えられることになりました。また、雇用障がい者が増加するにつれて、企業からの定着支援に関する相談が増加していることにより、定着支援の取組の重要性が高まっているとして、新たに就労定着支援サービスが創設されることになりました。

本市では、第4期計画の成果目標として掲げていた、一般就労への移行者数は目標を達成しましたが、就労移行支援事業の利用者数は目標を下回り、就労移行率が3割以上の事業所数も目標を達成できませんでした。就労移行支援事業所へのヒアリングによると、利用者とならば就労先企業とのマッチングが難しい、障がい者、家族ともに一般就労よりも就労継続支援B型の福祉的就労を望む傾向が強くなっているなどの背景が聞かれました。

働くことは、経済的な安定だけでなく、仕事を通じて社会の役に立っているという自己肯定感の獲得や人間的な成長につながるものであることから、障がい者の個性や障がい特性を見極めて、丁寧なマッチング、労使双方へのきめ細かい継続的支援の実施などにより、障がい者の“働きたい”という欲求に応えていく必要があります。

雇用機会のさらなる充実を図るため、企業に対して雇用への理解を働きかけていくとともに、ハローワーク等の関係機関と連携した就労支援を行っていきます。また、一般就労だけでなく、ピアサポーター等の様々な就労形態を同時に広報・推進することにより、一般就労への足がかりを創出します。

ピアサポートに関しては、「当事者にしかできない」という側面が社会参加の意欲を培っているという声や、その姿が相談者の目標となり、地域移行への意欲を培うことに役立っているという声が上がっていました。相談者、サポーターがともに自己実現を図る足がかりを作ることのできる制度として今後も支援、拡充に努めます。

取組内容

(1) 雇用の場の拡大

ハローワーク洲本、淡路障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、市内企業に対する、障がい者雇用促進の啓発を進めます。

本市が行う、物品・役務の調達に際して、就労支援事業所への優先発注の拡大に努めます。市職員の採用については、法定雇用率確保はもとより、他の公的部門についても障がいの

ある人の雇用拡大に努めます。

ピアサポーター等の多様な就労形態による活動を支援します。

(2) 総合的な雇用・就業支援施策の充実

就労促進と職場での定着を図るために、職場適応援助者（ジョブコーチ）等の制度の周知と利用の促進を図ります。

企業等において雇用差別等障がい理由とした人権の侵害を受けることがないよう、適切な処置を講じます。

淡路障害者就業・生活支援センターと連携して、企業の雇用管理責任者等に対して障がい特性を理解する研修や、障がい者に対する合理的配慮の啓発、障がい者雇用の事例紹介などを行うことで、障がい者を雇用に当たっての企業側の不安を軽減し、受け入れ体制の整備に結びつけます。

事業主等に対して、障がい者雇用に関する助成金等の支援制度の情報提供と活用の支援を行います。

6. 安心して快適に暮らせるまちづくりの推進

現状と課題

本市は、阪神・淡路大震災の震源地であり、台風による大きな被害に見舞われた経験もあります。障がい者の多くは、自然災害が発生した際には、障がい特性に応じた避難の支援や避難所の生活への配慮が必要です。

災害が起きた場合に適切な行動をとるためには、普段からの避難方法の周知や情報伝達体制を整備しておくことが必要であることから、障がいのある人にとっては、身近な地域の協力による救援体制や安否確認のつながりなど、災害に強い地域づくりが必要となります。

また、地域の中で生活するため、その拠点となる住宅環境の整備・改善や道路、交通、公共施設等のバリアフリー化について、すべての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備が必要です。

公共交通機関が少ない淡路島の地域特性として、移動手段の確保は、障がい者の就労や日中活動にとって欠かせない要素です。

取組内容

(1) 防犯・防災対策の充実

災害等の緊急時に対応することができるよう、防災ガイドの配布等による知識の普及啓発に努めます。また、視覚障がい者に対しては音声等の通信機器の活用、聴覚障がい者に対しては文字情報による情報提供を図ります。

地域における要援護者の把握と災害時要援護者名簿への登録を促進します。

すべての住民が安全に避難できるよう、避難経路・避難場所の確保と整備、緊急時を想定して障がい者が参加する避難訓練の実施に努めます。

障がい特性に配慮した避難所が開設できるよう、関係機関との事前協議を行い、協定等の締結を目指します。

災害・緊急時の避難場所に指定される公共施設のバリアフリー化については障がいのある人の利用に配慮した整備に努めます。

ホームヘルパー、民生児童委員、民生協力委員、町内会、ボランティア、消防団、地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携を密にし、防犯や防災に強い地域づくりを推進します。

市民一人ひとりが隣人・地域等と協力し、「地域の安全は地域で守る」自主防災組織の組織化を進め、いざというときに助け合い、自主的な防災活動が行えるように連携の強化を促進します。

(2) 住環境の整備

新たに設けられる公共施設については、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を推進します。民間事業者等に対して、バリアフリー、ユニバーサルデザインへの配慮の啓発を推進します。

(3) 道路交通環境の整備

コミュニティバス、デマンド交通による移動手段の確保を推進します。

リフト付き車両、ストレッチャー装着車等の移送用車両で利用者の居宅と医療機関との間を送迎する外出支援サービスを引き続き実施します。